

平成 26 年 4 月 1 日

保護者 各位

## 与薬（投薬）についてのお知らせ

保育所でのお子様に対する与薬（投薬）につきましては、保護者の方が登所して与えていただくのが望ましいことですが、ご都合によりそれが出来ない場合は、お子様の健康と安全のために保育所として下記のとおり対応してまいりますのでご理解、ご協力の程よろしく申し上げます。

### 記

各保育所に備え付けてあります「与薬依頼書」に必要事項を記入の上、与薬する薬（当日分）を保育士に直接お渡しください。

なお、今年度より、医師の「与薬指示書」（有料）の添付は必要ありません。与薬の内容確認は薬の外袋（処方期間等が確認できるもの）で保育士がおこないますので、与薬依頼書の提出時に併せて提示くださいますようお願いいたします。

### <注意事項>

- ①与薬依頼書は、医師の処方した期間ごとに提出する必要があります。
- ②薬は、医師が処方したものに限り、ます。（保護者の判断により持参したものや、市販の薬については対応できません。）
- ③慢性の病気（食物アレルギー、慢性気管支喘息、アトピー性皮膚炎、てんかんなどのような経過が長引く病気）につきましては、医師の指示書等が必要となりますのでご了承ください。

輪島市役所福祉環境部  
福祉課 子育て支援係  
0768-23-1161